

## 香川県立保健医療大学教員評価実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第5条の2の規定に基づき、香川県立保健医療大学（以下「本学」という。）の教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）の教育研究活動等に係る業績等の評価（以下「教員評価」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(評価の対象者)

第2条 教員評価の対象者は、評価実施年度の4月1日以前から継続して勤務する常勤の教員とする。ただし、育児休業、休職等特別な事情がある者は除く。

(評価者)

第3条 教員評価は、第1次評価、第2次評価及び最終評価により実施するものとし、各評価における評価者は、被評価者の職の区分に応じて学長が別に定める。

(評価の方法)

第4条 教員評価は、「教育」、「研究」、「社会貢献」及び「運営」の4領域において、看護学科又は臨床検査学科がそれぞれ別に定める評価項目により実施する。

2 被評価者は、評価期間の開始に際し評価に関する領域ごとの配分比を定め、第1次評価者の期首面談を受けるものとする。

3 被評価者は、評価期間の満了前に自己評価を行い、第1次評価者の期末面談を受けるものとする。

4 各評価者は領域ごとに評価を行い、最終評価者はそれらに基づき総合評価を行う。

(評価期間)

第5条 評価期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、「研究」の領域については、評価実施年度を含む3年間を評価対象期間とする。

(評価基準)

第6条 評価の区分及びその基準は別表のとおりとする。

(結果の開示等)

第7条 学長は、希望する教員に対し、総合評価の結果を口頭により開示する。

2 評価結果に関する被評価者の苦情、その他教員評価に関する苦情処理は、書面によ

る申告に基づき学長が行う。

- 3 評価結果は、被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理上の基礎として活用するものとする。

(秘密の保持)

第8条 人事評価に関わる者は、評価に関して知り得た情報について、他人に漏洩し、又は目的外に使用してはならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教員評価の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、令和元年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

- S 特に優秀 本学教員として求められる水準をはるかに上回る。

求められる行動がすべて確実にとられており、特に優秀な能力を発揮する状況にあり、期待をはるかに上回る成果をあげた。

- A 優秀 本学教員として求められる水準をかなり上回る。

求められる行動が十分にとられており、優秀な能力を発揮する状況にあり、期待を上回る成果をあげた。

- B 平均 本学教員として求められる水準とほぼ合致している。

求められる行動がおおむねとられており、能力をおおむね発揮する状況にあり、ほぼ期待どおりの成果をあげた。

- C やや劣る 本学教員として求められる水準をやや下回っている。

求められる行動がとられていないことがあり、十分に能力を発揮していない状況にあり、期待された成果水準に及ばなかった。

- D はるかに劣る 本学教員として求められる水準に及ばず、かなり努力が必要。

求められる行動がほとんどとられておらず、能力を発揮していない状況にあり、通常の努力によって得られるはずの成果水準にはるかに及ばなかった。